



労働者派遣法第23条第5項に基づき、派遣事業運営における情報公開を以下に記します。

(平成30年6月1日～令和元年5月31日の期間)

【派遣労働者関連】

事業署名	労働者派遣の役務の提供を受けた数	労働者派遣の役務の提供を受けた企業数
津田沼オフィス	244名	28社

【賃金・派遣料金関連】

事業所名	労働者派遣に関する料金の平均額	派遣労働者の賃金の平均額	派遣料金に関する割合
津田沼オフィス	12276円	8932円	27.24%

【教育・訓練及び福利厚生に関する事項】

事業署名	教育訓練に関する事項	福利厚生について
津田沼オフィス	<ul style="list-style-type: none">・派遣前訓練安全衛生の講習、エラー防止の為の訓練・維持、向上訓練基本知識、作業の習得、作業効率化、サービス向上の為の教育	健康保険・厚生年金・雇用保険